

概要版

2026(令和8)年度 ▶▶ 2030(令和12)年度

第5次佐賀市 男女共同参画計画

佐賀市を、
“ジェンダー平等あたりまえ都市”にする。

令和8年3月

計画のビジョン

佐賀市を、 “ジェンダー平等あたりまえ都市”にする。

本市の目指す将来像は、第3次佐賀市総合計画において、「佐賀らしさで みんなが上を向くまち」を掲げ、その中の男女共同参画等を含む「コミュニティ」の分野において、2040年に目指す市民等の姿として「市民は、一人ひとりの個性や価値観を生かし、自分らしく幸せに暮らしている」を掲げました。

子育てしたい、働きたい、その気持ちに性別の違いはなく、すべての人が、家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を図ることが必要です。

計画のビジョンについては、総合計画の方針を踏まえて、市民一人ひとりの理想とする暮らしが、あたりまえに選択できる佐賀市を目指します。

計画策定の趣旨

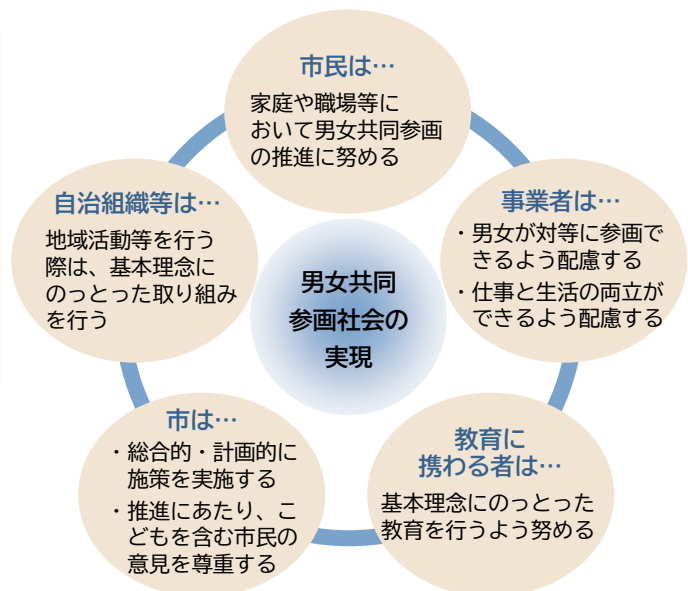
社会情勢の変化や過去の計画の評価、実績等を反映しつつ「佐賀市男女共同参画計画」の見直しを行い、2021年（令和3年）3月にはダイバーシティ（多様性）を見据えた幅広い施策に取り組んでいくことを目指した「第4次佐賀市男女共同参画計画」を策定しました。

この度、「第4次佐賀市男女共同参画計画」が計画期間の終了を迎えたことから、新たな取り組みを進めていくために、「第5次佐賀市男女共同参画計画」を策定することとしました。

計画の推進

男女共同参画社会の実現をめざし、計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するためには、市とともに「市民」「事業者」「自治組織等」「教育に携わる者」が、それぞれの責務を果たしていくことが必要です。

佐賀市では、これらの相互の連携強化を図り、情報交換などをおして、より効果的な推進に努めます。



計画の体系

[ビジョン]

[基本方向]

[重点目標]

[施策]

佐賀市を、“ジェンダー平等あたりまえ都市”にする。

<p>I 人権の尊重と多様性及び男女共同参画の社会づくり</p>	1	ジェンダー平等意識の醸成と性に関する理解の促進	(1)市民の意識改革のための啓発事業の充実や情報の提供 (2)ジェンダー平等に関する国際規範・基準の理解と浸透	
	2	性の多様性の理解、暮らしやすい環境づくり	(1)ダイバーシティ（多様性）を認め合う意識の醸成 (2)性の多様性の尊重 (3)メディア・リテラシーの向上	
	3	家庭や学校・地域における性別にとらわれない教育・学習の充実	(1)家庭や学校・地域社会におけるジェンダー平等の理解の促進 (2)学校教育におけるジェンダー平等教育の実践	
	<p>II さまざまな分野で女性が参画できる環境づくり</p>	1	家庭・地域社会における男女共同参画の推進	(1)家庭（家事・育児・介護等）におけるジェンダー平等の促進 (2)地域社会におけるジェンダー平等の促進
		2	防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を重視した地域防災の推進
		3	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)政治分野におけるジェンダー平等の促進 (2)女性の審議会等への参画の促進
	<p>III だれもが共に働きやすい環境づくり</p> <p>「佐賀市女性の活躍に関する推進計画」</p>	1	事業所における男女共同参画の推進	(1)男女の機会均等及び賃金格差の是正
		2	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様で柔軟な働き方の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進 (2)女性の就業環境の改善 (3)子育て支援体制の充実 (4)介護予防及び介護支援の充実 (5)農林水産業等における男女共同参画の促進
		3	庁内（佐賀市役所）における男女共同参画推進体制の整備	(1)男女共同参画についての職員の意識の醸成 (2)庁内における男女共同参画の推進 (3)庁内における女性活躍の推進
	<p>IV 安全・安心で自分らしく暮らせる環境づくり</p>	1	生涯にわたる心と身体の健康づくり	(1)心と身体の健康づくりの推進 (2)生涯を通じた女性の健康の保持・増進 (3)妊娠・出産に関する支援
		2	ジェンダーに基づくハラスメント等の防止と被害への対応	(1)ジェンダーに基づくハラスメントや暴力の根絶に向けた啓発 (2)ジェンダーに基づくハラスメントや暴力に関する相談窓口の広報及び相談体制の充実
		3	暴力の防止と被害への対応	(1)DVを許さない意識の醸成 (2)安心して相談できる窓口及び被害者支援体制の充実 (3)切れ目のない支援に向けた関係機関等との支援強化
4		困難な問題を抱える女性への支援	(1)市民に対する相談窓口の周知と相談体制の充実 (2)切れ目のない支援に向けた関係機関等との支援強化 (3)民間支援団体との協働 (4)自立のための支援（住まい、就労支援等）	
		「佐賀市配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者の支援に関する基本計画」		
		「佐賀市困難な問題を抱える女性への支援基本計画」		

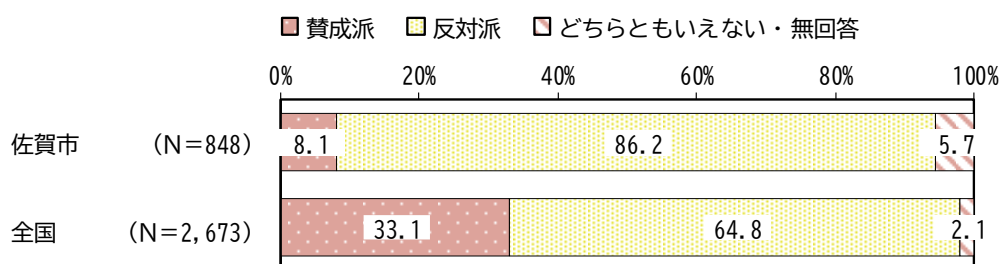
基本方向 I 人権の尊重と多様性及び男女共同参画の社会づくり

ジェンダー平等の実現には、男女がお互いの価値観や違いを認め合い、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場面で、個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることが必要です。

本市では、すべての人が自分らしく安心して暮らすことができる社会の実現をめざし、地域や教育委員会等と連携しながら啓発活動の充実に取り組みます。

多様な価値観や生き方への理解を広げることで、誰もが自らの生き方を制限されることなく、尊重される社会づくりを推進します。

●【夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ】について自身の固定的な性別役割分担意識（佐賀市：市民）（N=848）



※ 『賛成派』は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計
『反対派』は「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計

資料：佐賀市「令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査」
(全国)内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月調査）」

施策の展開

◇ ジェンダー平等意識の醸成と性に関する理解の促進

- ・市民の意識改革のための啓発事業の充実や情報の提供
- ・ジェンダー平等に関する国際規範・基準の理解と浸透

◇ 性の多様性の理解、暮らしやすい環境づくり

- ・ダイバーシティ（多様性）を認め合う意識の醸成
- ・性の多様性の尊重
- ・メディア・リテラシーの向上

◇ 家庭や学校・地域における性別にとらわれない教育・学習の充実

- ・家庭や学校・地域社会におけるジェンダー平等の理解の促進
- ・学校教育におけるジェンダー平等教育の実践

【 成果目標 】

	指標	基準値	目標値
1	「女だから、男だから」という理由により、自分の思い通りにならないことがあった市民の割合	9.9% (令和6年度)	7.6% (令和12年度)
2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について反対する人の割合	86.2% (令和6年度)	94.2% (令和11年度)
3	男女共同参画に関心のある人の割合	53.4% (令和6年度)	59.6% (令和11年度)
4	「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと差別的な言葉を言われたことがない人の割合	71.0% (令和6年度)	78.7% (令和11年度)
5	学校生活の中で男女の差別を感じる生徒の割合	20.4% (令和6年度)	19.3% (令和11年度)

※資料：1「令和7年度佐賀市民意向調査」 2、3、4 佐賀市「令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査」
5 佐賀市「男女共同参画に関する中学2年生意識調査」

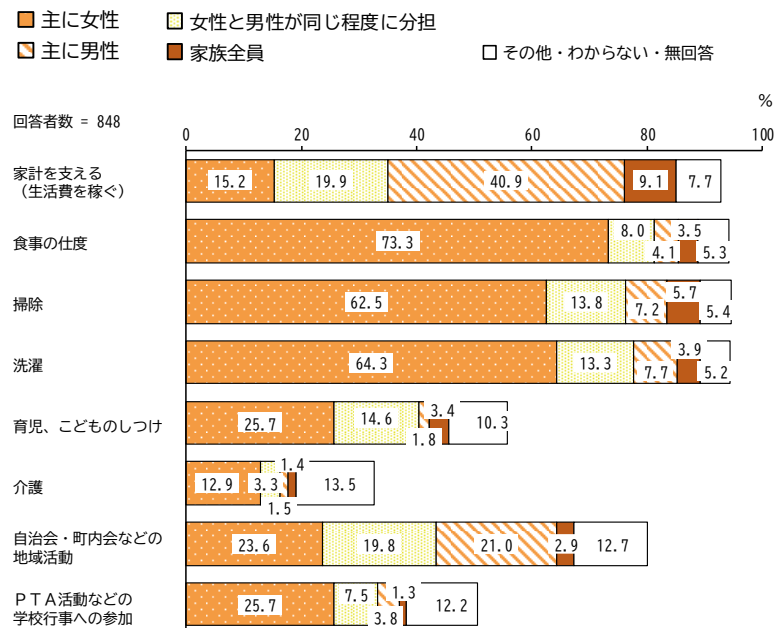
基本方向Ⅱ さまざまな分野で女性が参画できる環境づくり

男女が社会の一員として互いを認め合い、男女が対等な立場で個性や能力を発揮し、誰もがやりがいを持って働き続けられる社会を実現するためには、性別にかかわらず支え合いながら活躍できる環境を整えることが重要です。

本市では、男女共同参画の推進に向け、男性の家事・育児・介護への積極的な参画を促すとともに、誰もが安心して働き、地域で活躍できる環境づくりを進めています。

これらの取り組みを通じて、家庭・地域における役割分担の見直しや防災における男女双方の視点の反映、政策・方針決定過程への女性の参画を進め、ジェンダー平等と持続可能な社会を実現するための基盤づくりを行います。

● 家庭内の役割分担状況（佐賀市：市民）（N=848）



資料：佐賀市「令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の展開

◇ 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

- ・家庭（家事・育児・介護等）におけるジェンダー平等の促進
- ・地域社会におけるジェンダー平等教育の促進

◇ 防災における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画の視点を重視した地域防災の推進

◇ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・政治分野におけるジェンダー平等の促進
- ・女性の審議会等への参画の促進

【 成果目標 】

	指標	基準値	目標値
1	女性の審議会等への参画率（法令に基づく各種審議会・委員会等）	45.0% （令和6年度）	50.0% （令和12年度）
2	市議会議員に占める女性の割合	27.8% （令和7年度）	33.3% （令和12年度）
3	家事を1日1時間以上行う人の割合の男女差(平日)	52.2ポイント （令和6年度）	41.2ポイント （令和12年度）
4	地域や社会活動の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	27.7% （令和6年度）	34.6% （令和11年度）

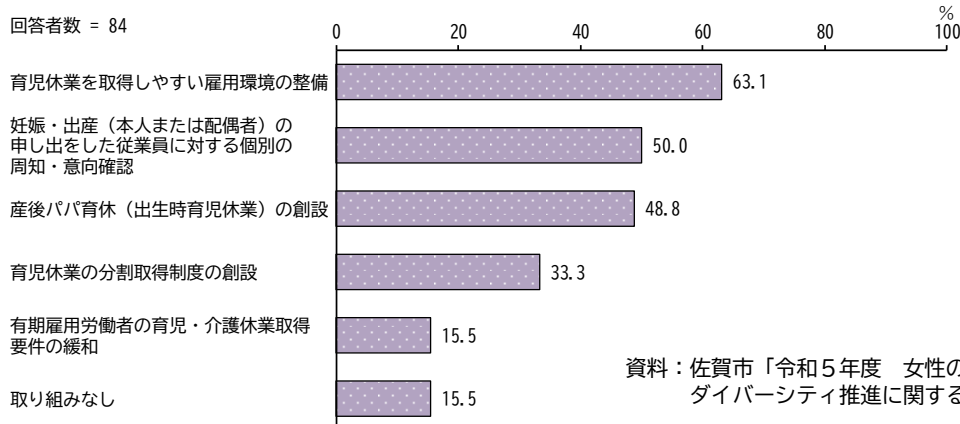
※資料：1、2 「男女共同参画課調べ」 3 「令和7年度佐賀市民意向調査」
4 佐賀市「令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査」

基本方向Ⅲ だれもが共に働きやすい環境づくり

性別にかかわらず、経済的に自立し、生きがいを持って働ける就労機会の確保と働きやすい環境づくりが必要です。これまで、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正などにより、制度面での男女平等は進展してきましたが、現実には賃金格差や職種、雇用形態、管理職への登用など、働く女性を取り巻く就労環境には、未だ多くの課題があります。

多様な生き方を尊重し、誰もが自分らしいライフスタイルを選択できる社会を実現するため、企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランス及び、就労満足度の向上や離職率低下のための環境整備を推進します。特に、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、仕事と家庭・地域活動の両立を可能にすることで、すべての人が安心して働き、暮らせる環境を整備していきます。

● 仕事と育児の両立支援の取り組み<上位5項目> (佐賀市：事業所) (N=84)



施策の展開

◇ 事業所における男女共同参画の推進

- ・男女の機会均等及び賃金格差の是正

◇ 庁内(佐賀市役所)における男女共同参画推進体制の整備

- ・男女共同参画についての職員の意識の醸成
- ・庁内における男女共同参画の推進
- ・庁内における女性活躍の推進

◇ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様で柔軟な働き方の推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・女性の就業環境の改善
- ・子育て支援体制の充実
- ・介護予防及び介護支援の充実
- ・農林水産業等における男女共同参画の促進

【 成果目標 】

	指標	基準値	目標値
1	ワーク・ライフ・バランスの満足度	46.6% (令和6年度)	55.0% (令和11年度)
2	「くるみんマーク」の認定を受けた市内事業所数	18事業所 (令和6年度)	25事業所 (令和12年度)
3	女性従業員が能力を十分発揮できるように取り組んでいる事業所の割合	91.7% (令和5年度)	100.0% (令和10年度)
4	男女の雇用形態における正規雇用者の割合の差	22.3ポイント (令和6年度)	20.0ポイント (令和11年度)
5	庁内の女性管理・監督職の登用率	24.3% (令和6年度)	29.3% (令和12年度)

※資料：1、4 佐賀市「令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査」 2 「佐賀労働局公表値」
3 佐賀市「令和5年度 女性の活躍推進及びダイバーシティ推進に関する事業所意識調査」 5 「人事課調べ」

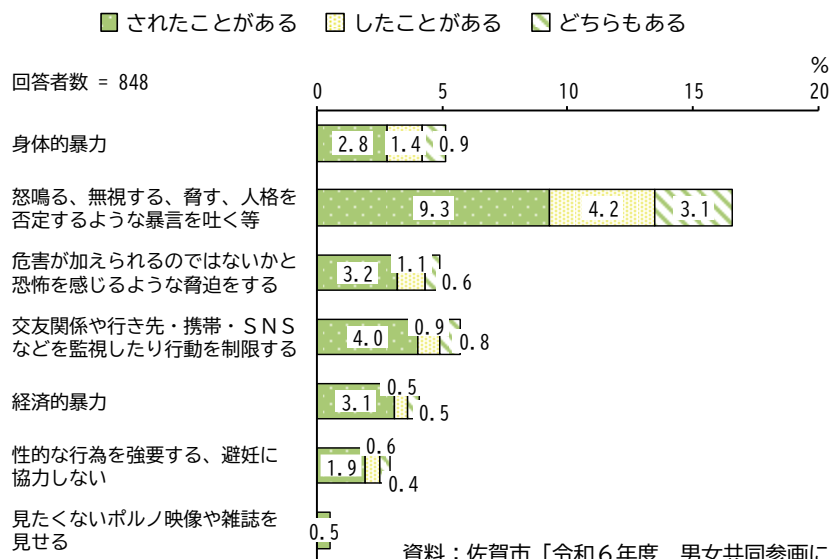
基本方向Ⅳ 安全・安心で自分らしく暮らせる環境づくり

暴力は重大な人権侵害であり、いかなる場合も決して許されるものではありません。

ジェンダー平等社会の実現には、性別にかかわらず一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことができる環境が確保されていることが前提となります。

すべての人が安心して自分らしく暮らせる社会の実現に向け、配偶者等からの暴力の防止や、困難な問題を抱える女性への支援について、関係機関と連携しながら総合的な取り組みを推進します。

● 最近5年間の配偶者等からの暴力の有無（佐賀市：市民）（N=848）



施策の展開

◇ 生涯にわたる心と身体の健康づくり

- ・心と身体の健康づくりの推進
- ・生涯を通じた女性の健康の保持・増進
- ・妊娠・出産に関する支援

◇ 暴力の防止と被害への対応

- ・DVを許さない意識の醸成
- ・安心して相談できる窓口及び被害者支援体制の充実
- ・切れ目のない支援に向けた関係機関等との支援強化

◇ ジェンダーに基づくハラスメント等の防止と被害への対応

- ・ジェンダーに基づくハラスメントや暴力の根絶に向けた啓発
- ・ジェンダーに基づくハラスメントや暴力に関する相談窓口の広報及び相談体制の充実

◇ 困難な問題を抱える女性への支援

- ・市民に対する相談窓口の周知と相談体制の充実
- ・切れ目のない支援に向けた関係機関等との支援強化
- ・民間支援団体との協働
- ・自立のための支援（住まい、就労支援等）

【 成果目標 】

	指標	基準値	目標値
1	DV被害を受けた際に「我慢した」人の割合	67.2% (令和6年度)	50.0% (令和11年度)
2	相談（支援）機関に関する認知度	73.2% (令和6年度)	80.0% (令和11年度)

※資料：1、2 佐賀市「令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査」

男女共同参画・DVなど、各種相談窓口

困ったこと、まずは相談してみませんか？

内 容	相談窓口・支援機関
生活に困っている	佐賀市生活自立支援センター 電 話：0952-60-6209 開設日時：月～金 10時～18時(予約制)
	佐賀市家計見直し相談室（お金に関する困りごと） 電 話：0952-37-0750 開設日時：月～金 9時～18時(予約制)
	フードバンクさが 電 話：0952-37-1300 開設日時：月～金 9時～17時
	佐賀市社会福祉協議会 電 話：0952-36-9616 開設日時：月～金 9時～17時
配偶者や交際相手から暴力（DV）を受けている	佐賀市こども家庭センター（子育て、家庭、女性、ひとり親家庭、DVの相談） 電 話：0952-40-7254 メール相談：kokasen@city.saga.lg.jp 開設日時：月～金 8時30分～17時
	DV専用相談（アバンセ） 電 話：0952-23-3630 開設日時：火・木～土 9時～18時、水 9時～21時、日・祝 9時～16時30分
話を聞いてほしい、どこに相談してよいか分からない	佐賀市福祉まると相談 電 話：0952-40-7247 開設日時：月～金 8時30分～17時
	女性総合相談（アバンセ） 電 話：0952-26-0018 開設日時：火・木～土 9時～18時、水 9時～21時、日・祝 9時～16時30分
	佐賀いのちの電話 電 話：0952-34-4343 開設日時：365日24時間
被害にあわれた方への支援	被害者支援ネットワーク佐賀 ^{ボ イ ス} VOISS 電 話：0952-33-2110 メール相談：voiss@f3.dion.ne.jp 開設日時：月～金 10時～17時
性犯罪・性暴力被害にあわれた方への支援	性暴力救援センター・さが（さが ^{み ら い} mirai） 電 話：#8891（はやくワンストップ）全国共通番号 開設日時：365日24時間
学校生活、親子関係等	子ども電話・メール相談 電 話：0952-29-3594 メール相談：kodomosoudan@city.saga.lg.jp 開設日時：月～金 10時～17時
男性の心身不調、上司や同僚、妻・パートナーとの関係など	男性総合相談（アバンセ） 電 話：080-6426-3867 開設日時：電話=水 19時～21時 面談(要予約)=第4土 14時～16時
心の性と体の性が一致しない、同性が好きなことを打ち明けられないなど	LGBTsに関する相談（アバンセ） 電 話：090-1926-8339 開設日時：第2土・第4木 14時～16時

第5次佐賀市男女共同参画計画【概要版】

編集・発行 佐賀市 政策推進部 男女共同参画課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

電 話：0952-40-7014 F A X：0952-29-2095